

「政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令案」
に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 反映の有無
書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。 押印（印章を生じさせる。）又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。 （なお、記名のみの場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事とすら考える。） 例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。 （でなければ、確実性についての質的なデグレードの発生と判断されるものである。） （なお、正当性・公正性についての質の劣化を発生させないのであれば、押印又は署名を求める箇所の減少や、一箇所ですべて行うようにする事等は可と考える。） 国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的（押印や署名の準備には、当然、物理的技術的な要素がある。また準備について予備罪として扱われる部分や、鑑識対象となる部分が存在するのであるが、そのため、押印又は署名にはかなり明確に犯罪抑止の効果があるのである。適切な代替策無き押印又は署名の廃止は、犯罪行為を起こすハードルを著しく低くするとなるものである。）になされるようにされたい。 （なお、示されていた閣議決定については、刑法での押印又は署名	今般、「規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。引き続き、本法令に基づく制度を適切に運用してまいります。	なし

の効果について適切に検討が行われておらず、また説明も不十分で代替となる手続きについての検討・制定もろくに無い拙速な内容のものと判断されるものである。行政あるいは一般の民事においても、正当性の確保は重要なものであるが、その確保についての考慮が欠けた当該閣議決定については、結果として不法を増やす効果があるものであってその点で公共の福祉に反するものであるので、あまり重視しないのが適切と考えられるものである。必要な公正性が確保されるような手続き・書類となるようにされたい（そのために、押印又は署名を伴う事は、とりあえずそれなりに望ましい手段と考えられるものである。）（なお、概ねの場合について、「真に必要」となるものである事を述べておく。重要性の大小を問わず、公正性の確保のためには、押印又は署名について、真に必要性が存在する（これは概ね絶対の事であって（代替の手段が設けられている場合は事態を多少異にするが）、完全に正しいと言ってよい事であるはずである。物事を考える際に誤ってはいけない。公務員は特に。）。）。）

（なお、情報处理的な観点から言うと、正当性の確保がされていない処理は、いくら可用性が高くても、使えないものである。可用性の重視によって正当性が毀損されないようにしていただきたい。行政関係（あるいはそれ以外についてもであるが。）の手続きで正当性が欠けるのは、社会にとって痛すぎる程に痛いものである。）

また、公務所職員が作成・保有・携行・提示・送付する等して用いる書類・様式については、その偽造等へのハードルを高くするために、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」が必要であると考え。

使用や持ち出し等に難のある大臣印などについてはともかく（これらは他の公務所や職員の印鑑に変更していく事で対応が可能と考える。）、公務所又はその担当部署若しくは長の印などについては、特に問題なく付す事が可能なはずであり、予め様式等に印章を付しておく、あるいは自動で押印を行う等により、何ら問題なく、単に偽造等へのハードルの高さが生じるだけであるので、常識・道理が分かるの

であれば、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」のどれかについて付しておくようにされたい。（法律行為と関係無い様なものについては必ずしも必要とはならないとは考えるが。） はっきり言うと、それをしないのは、知能・精神・人格のどれか、あるいはその複数に障害・故障をかかえたものであるという断言を行ってよいものである。（もちろん、罷免されるのが適切と考える。） その事について留意し、各種手続きにおいての正当性・公正性が確保されるようにされたい。		
---	--	--